

【パソコンサービス利用規約 新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
<p>第1条 パソコンサービス</p> <p>1. パソコンサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、お客さまが当行に対し、パソコンを通じて、インターネット経由で本「パソコンサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。</p> <p>2. 本サービスの利用に際して使用できるパソコンは、当行所定のものに限ります。本サービスに使用するパソコンや通信機器は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。</p> <p>3. 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は取引により異なります。利用時間は変更されることがありますので、当行ウェブサイト上でご確認ください。</p> <p>4. 本サービスの利用に関する手数料等については、以下の通りとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税をいただきます。また、ご利用内容に応じて別途の手数料（振込取引に係る振込手数料を含みますがこれに限りません。）が発生する場合は当該手数料（以下「個別サービス手数料」といいます。また、本サービス利用手数料と個別サービス手数料を個別にまたは総称して、以下「本サービス利用手数料等」といいます。）および消費税額をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料等および消費税を、払戻請求書の提出なしに、「契約口座」（以下に定めます。）から当行所定の日に自動的に引落します。</p> <p>(削除)</p>	<p>第1条 パソコンサービス</p> <p>1. パソコンサービスとは パソコンサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、お客さまが当行に対し、パーソナルコンピュータ等を通じて、インターネット等により本「パソコンサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。</p> <p>2. 使用できる機器 本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。本サービスに使用する機器等は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。</p> <p>3. 利用時間 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は取引により異なります。利用時間は変更されることがありますので、当行ウェブサイト上でご確認ください。</p> <p>4. 利用手数料等</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料および消費税を、払戻請求書の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出ていただく「契約口座」（以下に定めます。）から当行所定の日に自動的に引落します。</p> <p>(2) 本サービスによる振込取引（当行所定の振込規約（法人・団体）に定める「振込」取引をいい、当行に開設されているお客さま名義の口座宛の振込取引を含むものとします。以下同じ。）の実施にあたっては、振込手数料ならびに消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、</p>

- (2) 当行は**本サービス**利用手数料等をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係わる**各種**手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の規約のない限り第 1 号および前号と同様の方法により引落します。

5. 当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座（円預金に限ります。）を、本サービスによる取引に使用する口座（以下「**契約口座**」といいます。）とします。

(削除)

(削除)

6. **書面取引またはポータルサービスの利用によって本サービスに関する申込や届出等を行う場合（ただし、当社が認める場合に限り。）**、当該申込や届出等については、当行所定の **au じぶん銀行取引規約（法人・団体）** および **ポータルサービス利用規約の規定が適用されるもの**とします。

第 2 条 サービス管理者および利用者

1. お客さまは、本サービスのご利用に際してお客さまを代表する責任者（以下「**サービス管理者**」といいます。）と**サービス管理者用の利用者 ID（以下「**利用者 ID（サービス管理者用）**」**といいます。）を当行所定の手続により届け出

で、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は振込手数料および消費税を、払戻請求書の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出いただく引落方法により自動的に引落します。引落方法は、振込手数料についてはお客さまが当行所定の方法で届け出た振込手数料の引落方法とします。

- (3) 当行は**利用手数料、振込手数料**をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係わる**諸**手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の規約のない限り第 1 号および前号と同様の方法により引落します。

5. 契約口座

当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座（円預金に限ります。）を、本サービスによる取引に使用する口座（以下「**契約口座**」といいます。）とします。**お客さまが契約口座として届け出た口座のお届出印を、当該契約口座について今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込、届出、依頼、通知等に使用します。**

6. お客さまおよび利用申込者（本サービスの利用を申込される方をいいます。以下同じ。）は、**契約口座お届出印欄に押捺された印鑑を押捺して作成した書面が、当該契約口座に係る本サービスに関するお客さままたは利用申込者の意思を表示したものとみなされることに同意するもの**とします。

7. 当行が**契約口座お届出印と、書面による申込、届出、依頼、通知等に押印された印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った**うえば、**申込、届出、依頼、通知等に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。**

第 2 条 サービス管理者および利用者

1. お客さまは、本サービスのご利用に際してお客さまを代表する責任者（以下「**サービス管理者**」といいます。）を当行所定の手続により届け出るものとします。

るものとします。なお、サービス管理者として指定できる者は、お客さまが取引担当者として当行に届け出ている者に限るものとします。

2. 当行はサービス管理者に対し、契約番号、初回ログインパスワードおよび電子証明書取得パスワード等を記載した本サービスのご利用開始に必要な書類をご送付します。また、当行はサービス管理者に対し、当社所定の方法により、電子証明書および秘密鍵の取得・生成等に関する説明書類（以下「説明書類」といいます。）を提供いたしません。
3. （略）
4. サービス管理者およびサービス管理者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出てください。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理者またはサービス管理者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、サービス管理者を変更する前に登録された利用者については、サービス管理者の変更後も当然には削除されません。利用者の変更が必要な場合には当行所定の方法により登録を変更してください。
5. （略）
6. 当行がお客さまに対して本サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所、Eメールアドレスまたは電話番号に対して行うこととし、かかる通知がなされた場合、サービス管理者および利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。

（削除）

第3条 本人確認

（削除）

1. お客さまは、初回ログイン時に利用者ID（サービス管理者用）と初回ログインパスワードで本サービスの利用画面にログインしたうえで、ログイン後の画面において、お客さまが設定したサービス管理者用のログインパスワード（以下「ログインパスワード（サービス管理者用）」）と振込取引時等にサービス管理者ご本人であることを確認するための「取引実行パスワード」（以下「取引実行パスワード（サービス管理者用）」）を当行所定の方法

2. 当行はサービス管理者に対し、お客さまが本サービスを利用する際ご本人であることを確認するために必要な契約番号および電子証明書取得パスワード等を記載した本サービスのご利用開始に必要な説明書類（以下「説明書類」といいます。）をご送付します。承諾通知および説明書類のご送付先は、利用申込者の届出住所によるものとします。

3. （略）

4. サービス管理者の変更またはサービス管理者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出てください。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理者またはサービス管理者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、サービス管理者を変更する前に登録された利用者については、サービス管理者の変更後も当然には削除されません。利用者の変更が必要な場合には当行所定の方法により登録を変更してください。

5. （略）

6. 当行がお客さまに対して本サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所または電話番号に対して行うこととし、かかる通知がなされた場合、サービス管理者および利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。

第3条 個人情報

第4条 本人確認

本サービスの利用に際してお客さまご本人の確認は次の方法により行うものとします。

1. お客さまは、本サービスのご契約に際してサービス管理者ご本人であることを確認するための利用者ID、ログインパスワード（以下、「利用者ID」、「ログインパスワード」といいます。）および振込取引時等にサービス管理者ご本人であることを確認するための「取引実行パスワード」（以下「取引実行パスワード」といいます。）を当行所定の方法により届け出るものとします。

により登録するものとします。

2. サービス管理者は、第 2 条第 3 項により利用者を登録する場合、あわせて当該利用者用の「利用者 ID」（以下「利用者 ID（利用者用）」といいます。また、「利用者 ID（サービス管理者用）」と「利用者 ID（利用者用）」を総称して、以下「利用者 ID」といいます。）、「ログインパスワード」（以下「ログインパスワード（利用者用）」といいます。また、「ログインパスワード（サービス管理者用）」と「ログインパスワード（利用者用）」を総称して、以下「ログインパスワード」といいます。）、および振込取引時等に利用者ご本人であることを確認するための「取引実行パスワード」（以下「取引実行パスワード（利用者用）」といいます。また、「取引実行パスワード（サービス管理者用）」と「取引実行パスワード（利用者用）」を総称して、以下「取引実行パスワード」といいます。）を当行所定の方法により登録するものとします。
3. （略）
4. 本サービスのご利用の際、当行は、①当行がお客さまから都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当行がお客さまから契約番号および利用者 ID を確認の上都度提示を受けるログインパスワードを、あらかじめ当行がお客さまに交付している契約番号、当行に登録されている利用者 ID およびログインパスワードと比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。お客さまが振込取引、利用者登録・変更等の当行所定の取引を行う際には、前記の①、②に加え、③当行がお客さまから都度提示を受ける取引実行パスワードを、当行に登録されている取引実行パスワードと比較し一致することを確認することにより、本人確認を行います。
5. （略）
6. お客さまがログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更される場合には当行所定の手続により変更後のログインパスワードまたは取引実行パスワードを届け出てください。
7. お客さまが、契約番号または利用者 ID（サービス管理者用）、ログインパスワード（サービス管理者用）または取引実行パスワード（サービス管理者用）を失念、紛失、詐取または盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまから当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この利用停止等の措置の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任

2. サービス管理者は、利用者の「利用者 ID」、「ログインパスワード」、および「取引実行パスワード」を当行所定の方法により登録するものとします。

3. （略）
4. 本サービスのご利用の際、当行は、①当行がお客さまから都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当行がお客さまから契約番号および利用者 ID を確認の上都度提示を受けるログインパスワードを、あらかじめ当行がお客さまに交付している契約番号、お客さまが当行に届け出ている利用者 ID およびログインパスワードと比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。お客さまが振込取引、利用者登録・変更等の当行所定の取引を行う際には、前記の①、②に加え、③当行がお客さまから都度提示を受ける取引実行パスワードを、あらかじめお客さまにお届出いただいた取引実行パスワードと比較し一致することを確認することにより、本人確認を行います。
5. （略）
6. お客さまがログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更される場合には当行所定の手続により届け出てください。
7. お客さまが、①契約番号または②サービス管理者用の利用者 ID、ログインパスワードまたは取引実行パスワードを失念、紛失、詐取または盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。お客さまが、利用者用の利用者 ID、ログイ

を負いません。お客さまが、利用者 ID（利用者用）、ログインパスワード（利用者用）または取引実行パスワード（利用者用）（以下総称して、「利用者用の ID 等」といいます。）を失念、紛失、詐取または盗難にあった場合には、すみやかにお客さまから当行所定の手続により当行に届け出るとともに、お客さまのサービス管理者にて当該利用者 ID 等の無効化・パスワードの変更等の手続を行ってください。この利用者 ID 等の無効化・パスワードの変更等の手続の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

8. お客さまが、サービス管理者用の電子証明書を紛失した場合、詐取もしくは盗難された場合、または破損した場合は、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出るとともに、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この利用停止等の措置の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。お客さまが、利用者用の電子証明書を紛失した場合、詐取もしくは盗難された場合、または破損した場合には、すみやかにお客さまから当行所定の手続により当行に届け出るとともに、お客さまのサービス管理者にて当該利用者に係る利用者 ID 等の無効化・パスワードの変更等を行ってください（当該利用者に係る利用者登録を維持する場合は、電子証明書の再発行も受けてください。）。当行はこの届出に対し、電子証明書の再発行を行います。この利用者用 ID 等の無効化・パスワードの変更等の手続の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

9. (略)

第 4 条 本サービス等にかかる通知および連絡

1. 当行は本サービスに関する当行からお客さまへの通知その他の連絡を、架電、書面の郵送、E メール、その他当行所定の方法により行うことができますものとします。
2. 当行からお客さまに重要なお知らせをする場合には、お客さまの届出住所宛てに書面による通知を郵送し、またはお客さまから届け出のあった E メールアドレス宛てに E メールで通知することがあります。
3. お客さまは、当行への E メールによる連絡等をするに際し、故意、過失を問わず、当行システムおよび本サービスの円滑な運営に支障を与える一切の行為を行わないものと

ンパスワードまたは取引実行パスワードを失念、紛失、詐取または盗難にあった場合には、お客さまのサービス管理者にてご対応ください。

8. お客さまが、サービス管理者用の電子証明書を紛失した場合、詐取もしくは盗難された場合、または破損した場合は、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。お客さまが、利用者用の電子証明書を紛失した場合、詐取もしくは盗難された場合、または破損した場合には、お客さまのサービス管理者にてご対応ください。

9. (略)

第 5 条 本サービス等にかかる通知および連絡

1. 当行は本サービスに関する当行からお客さまへの通知その他の連絡を、架電、書面の郵送、その他当行所定の方法により行うことができますものとします。
2. 当行からお客さまに重要なお知らせをする場合には、お客さまの届出住所へ書面による通知を郵送することがあります。
3. お客さまは、当行への電子メールによる連絡等をするに際し、故意、過失を問わず、当行システムおよび本サービスの円滑な運営に支障を与える一切の行為を行わないものと

す。お客さまが本条項に違反した場合、当行はお客さまに対し、これによって生じた損害の賠償を請求することがあります。

4. 当行とお客さまの間の E メールによる通信の内容を第三者が知得したことによりお客さまに生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. 郵送に係る書面ならびに E メールは、配達・通信状況等によりお客さままたは当行に到達しない場合や遅延する場合があります。これら不到達または到達遅延により万一お客さまに損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
6. 当行は、当行および当行の関連会社の商品案内等の情報提供を当行ウェブサイト上に掲載、または本規約に基づく書面または E メールによる通知の際に案内文書等を同封することにより行うことができます。

第5条 取引の依頼

1. **本サービスによる取引の依頼方法は、以下の通りとします。**
 - (1) お客さまは本サービスによる取引の依頼をサービス管理者を通じて実施します。ただし、一定の範囲内の依頼については、利用者を通じて実施することができます。
 - (2) 本サービスによる取引の依頼は、第3条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を、画面上での確認ボタン等のクリック等当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
2. 当行が本サービスによる取引の依頼を受け付けるにあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。

します。お客さまが本条項に違反した場合、当行はお客さまに対し、これによって生じた損害の賠償を請求することがあります。

4. 当行とお客さまの間の電子メールによる通信の内容を第三者が知得したことによりお客さまに生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. 郵送に係る書面ならびに電子メールは、配達・通信状況等によりお客さままたは当行に到達しない場合や遅延する場合があります。これら不到達または到達遅延により万一お客さまに損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
6. 当行は、当行および当行の関連会社の商品案内等の情報提供を当行ウェブサイト上に掲載、または本規約に基づく書面による通知の際に案内文書等を同封することにより行うことができます。

第6条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法
 - (1) お客さまは本サービスによる取引の依頼をサービス管理者を通じて実施します。ただし、一定の範囲内の依頼については、利用者を通じて実施します。
 - (2) 本サービスによる取引の依頼は、第4条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を、画面上での確認ボタン等のクリック等当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
2. **依頼内容の確定**

当行が本サービスによる取引の依頼を受け付けるにあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。ただし、「振込予約」（本規約第7条に定めるところによります。）取引に関しては、かかる手続にかかわらず振込の指定日前日における当行所定の時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。お客さまは、依頼内容が確定するまでの間

3. **本サービスにおける契約口座からの支払の実施等については、以下の通りとします。**

- (1) 「契約口座」からの**振込資金や各種手数料等**の引落については、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は払戻請求書なしで引落を行います。
- (2) **当行所定の振込規約（法人・団体）に定める「振込依頼の予約」（以下「振込予約」といいます。）**取引等、即時に資金の引落を行わない取引の場合、原則として、お取引依頼を受けた旨の確認画面を表示しますので、当行への回答後も交信を切らずに確認してください。
- (3) **第1号に定める引落の実施結果または前号に定める取引依頼の内容に不明な点がある場合は、**当行まですみやかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当該取引において引落が成立しなかった場合（残高不足の場合**および** **au じぶん銀行取引規約（法人・団体）に基づく取引の制限や停止等の場合**も含みます。）、当行は、当該取引を実行する義務を負いません。
- (4) （略）

第6条 振込取引

当行所定の振込規約（法人・団体）の定めによるものとします。

（削除）

3. 契約口座からの支払の実施等

は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。

- (1) 「契約口座」からの資金の引落については、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は**振込資金、振込手数料等につき**払戻請求書なしで引落を行います。
- (2) 「振込予約」（**本規約第7条に定めるところによります。）**取引等、即時に資金の引落を行わない取引の場合、原則として、お取引依頼を受けた旨の確認画面を表示しますので、当行への回答後も交信を切らずに確認してください。
- (3) **第1号および前号に定める取引において、実施結果ならびに取引依頼の内容に不明な点がある場合は、**当行まですみやかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当該取引において引落が成立しなかった場合（残高不足の場合**および** **お客さまからの申し出による印鑑の紛失による支払停止等の場合**も含みます。）、当行は、当該取引を実行する義務を負いません。
- (4) （略）

第7条 振込取引

1. 取引の実施日

「振込」の実施日は、受付日当日とします。またこれとは別にお客さまは、当行所定の範囲内で受付日の翌営業日以後の営業日を「振込」の指定日（以下「振込指定日」といいます。）とすることができます。この場合、お客さまは振込指定日の前営業日までに振込金額および第1条第4項第2号に従って届け出た振込手数料の引落方法が都度引落す方法による場合は振込手数料および消費税との合計額を契約口座に準備しておくものとします。当行は振込指定日に引落口座から資金を引落のうえ、振込先口座あてに振込通知の発信処理を行います（以下、かかる取引を「振込予約」といいます。）。「振込予約」取引において、残高不足等により振込指定日に資金の引落がされなかった場合、当行は当該「振込」取引を実行する義務を負いません。お客さまは、振込指定日には必ず振込照会を

(削除)

第7条 照会取引

1. 本サービスによる照会取引の内容については、以下の通りとします。

(1)(2) (略)

2. 照会取引による口座情報は、第5条第2項により照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。

第8条 届出事項の変更等

1. 本サービスに関する届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちにポータルサービスまたは当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。

2. (略)

第9条 取引メニューの追加

第10条 取引内容の確認等

第11条 海外からのご利用

第12条 免責事項等

1～3. (略)

4. 本サービスに使用するパソコンおよび通信機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、この契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第13条 解約等

1.2. (略)

3. 解約時まで処理が完了していない振込予約が存在する場合は、お客さまは、その取消を行なった上でなければ契約口座に係る預金契約の解約はできないものとします。

ご確認ください。

2. 前項の定め以外の事項については、当行所定の振込規約（法人・団体）の定めによるものとします。

第8条 照会取引

1. 内容

(1)(2) (略)

2. 口座情報の基準日

「照会取引」による口座情報は、第6条第2項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。

第9条 届出事項の変更等

1. 当行に届出されている法人名称、代表者名、届出印、住所、その他の届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちに当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。

2. (略)

第10条 取引メニューの追加

第11条 取引内容の確認等

第12条 海外からのご利用

第13条 免責事項等

1～3. (略)

4. 本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、この契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第14条 解約等

1.2. (略)

3. 解約時まで処理が完了していない「振込予約」取引の依頼が存在する場合は、お客さまは、当該取引依頼の取消を行なった上でなければ契約口座に係る預金契約の解約はできないものとします。

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>4. お客さまについて、次のいずれかの事項が生じた場合は、当行はお客さまの届出住所宛て、書面により通知することにより、本サービスに係る契約及び当行とお客さまとの間の一切の契約を解約することができるものとします。この場合、書面の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を発送または発信したときに解約されたものとします。</p> <p>(1) お客さまが本規約またはその他の規約に違反した場合</p> <p>(2) 支払いの停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申し立てがあった場合</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>(4) 仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合</p> <p>(5) 届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明になった場合</p> <p>(6) 当行が提供するサービスの利用にかかる各種手数料の引落しができなかった場合</p> <p>(7) の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または契約口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合</p> <p>(8) 契約口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになった場合、または契約口座開設時の本人確認書類が真正でないことが判明した場合</p> <p>(9) お客さまの契約口座の残高が相当期間 0 円であった場合、または相当期間バンキングサービスの利用がない場合において、当行がお客さまの届出住所に宛てて事前に本規約に基づく取引の解約を予告したにもかかわらず、お客さまから相当期間内にこれに反対する意思表示がない場合</p> <p>(10) 契約口座が法令もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合</p> <p>(11) その他、当行との取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合</p>
<p>4. 本サービスに係る契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p>	<p>5. 本サービスに係る契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p>
<p>第 14 条 関係規約の準用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約 (法人・団体)</p>	<p>第 15 条 関係規約の準用</p> <p>1. (略)</p>

において定義した内容に従うものとします。

第 15 条 本サービス内容または本規約の変更

第 16 条 機密保持

(削除)

第 16 条 本サービス内容または本規約の変更

第 17 条 機密保持

第 18 条 準拠法・合意管轄